

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月12日

提出者 議会運営委員長 山 崎 勝

(説明)

青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要があるため、この条例案を提出いたします。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項環境建設委員会の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 拠点整備部の所管に関する事項

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に環境建設委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による環境建設委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）

改正後	現行	備考
<p>（常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員定数および所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 総務企画委員会 8人 （1）～（8） 略 環境建設委員会 8人 （1） 市民安全部の所管に関する事項 （2） 市民斎場および火葬場に関する事項 （3） 環境部の所管に関する事項 （4） 経済スポーツ部の所管に関する事項 <u>（5） 拠点整備部の所管に関する事項</u> <u>（6） 都市整備部の所管に関する事項</u> <u>（7） 農業委員会の所管に関する事項</u> 福祉文教委員会 8人 （1）～（7） 略 予算決算委員会 23人 （1） 略</p>	<p>（常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員定数および所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 総務企画委員会 8人 （1）～（8） 略 環境建設委員会 8人 （1） 市民安全部の所管に関する事項 （2） 市民斎場および火葬場に関する事項 （3） 環境部の所管に関する事項 （4） 経済スポーツ部の所管に関する事項 <u>（5） 都市整備部の所管に関する事項</u> <u>（6） 農業委員会の所管に関する事項</u> 福祉文教委員会 8人 （1）～（7） 略 予算決算委員会 23人 （1） 略</p>	
<p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例の施行の際現に環境建設委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による環境建設委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、</u></p>		

新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。